

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1 補助対象事業にかかる設備等の導入に関する契約について、市内中小企業者 1 人以上及び複数の事業者からの見積書徴収が行えない契約の種類（設備等の名称などを記入）

--

- 2 発注先

--

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

4. 市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2 者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる 1 つの理由を選択してください。

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として浦添市内に登録簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が浦添市内にあるもの）をいう。

令和 年 月 日

浦添市長 殿

<申請者> 法人の所在地 又は  
個人事業主の住所

法人名・屋号

代表者職・氏名

_____
_____
_____